

議事日程 令和3年9月9日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第33号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第3号)について(所管部分)

議案第37号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算(第1号)について

議案第38号 木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について(所管部分)

議案第43号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第44号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第45号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第46号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員(6名)

委員長	三輪一雅君	副委員長	古村護君
	後藤紀子君		加藤真人君
	伊藤守君		伊藤好博君

欠席委員(0名)

委員外出席議員(1名)

議長 服部英二夫君

議場出席説明者

町長	加藤隆君	副町長	森清秀君
会計管理者	山田克己君	総務政策課長	小島裕紹君
総務政策副参事	中山重徳君	住民課長	伊藤正典君
建設課長	黒田良人君	産業課長	多賀達人君
税務課長	藤井光利君	危機管理課長	伊藤雅人君
産業課長補佐	村上強君	税務課長補佐	神野美紀恵君

建設課長補佐 中里満博君

事務局出席職員

書記 事務局長 平松孝浩 議会事務局 渡辺千智

=====

午前 9時 0分開会

○副委員長（古村 護君） おはようございます。

委員長におかれましては、体調不良で遅刻するとの連絡が入っておりますので、副委員長の私が委員長を務めさせていただきます。議事進行には御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、総務建設常任委員会を招集させていただきましたところ、委員の皆様には、何かと御多用の中、御出席を賜りありがとうございます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様には御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の総務建設常任委員会は、令和3年第3回定例会で付託されました8議案を審査する重要な委員会でございます。議案審査には慎重審査をいただきますとともに、委員会運営に当たりましては、皆様の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の出席委員数は5名です。よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により書記には平松議会事務局長を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（古村 護君） 異議なしと認めます。よって、書記には平松議会事務局長を指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は既にお手元に配付させていただいたとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○副委員長（古村 護君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、加藤真人委員、伊藤守委員の御両名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（古村 護君） 異議なしと認めます。よって、加藤真人委員、伊藤守委員の御両名の方、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議案審査に入ります。

初めに、加藤町長より議事日程の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルスの感染拡大、昨日、政府は緊急事態宣言を12日から9月30日まで期間を延長するというような報道もされております。全国的には減少傾向にあるかなとは思いますが、愛知県、特に大阪辺りについては、非常に心配な状況が続いております。その中でも、特に私ども木曾岬町にあっても報道されておりますので皆さん方は御存じだと思うんですが、8月から特に9月にかけて大変多くの方々の感染者が出ております。そういった状況、そして、また、特に保健所、医療機関の医療体制のほうが非常に逼迫しております、以前は自宅待機者と言っておりましたけれども、自宅療養者が依然として多くおみえでございまして、そういった中で非常に心配する状況が依然として続いております。当町としても町民の皆さんの御理解をいただき、一日も早くコロナ禍を乗り越えて安心できる暮らしが早く来るように、皆様方と一緒に頑張っていかなくやならんなど、そんなふうに改めて感じておるところでございまして。

そうした中、本日は、木曾岬町議会の総務建設常任委員会を開会いただきましたところ、三輪委員長さん、体調不良ということでございまして、他の委員さん方、全員早朝から御出席をいただき、また、議長さんにも出席をいただいております。誠にありがとうございます。今期定例会、令和3年の第3回木曾岬町議会定例会、去る9月1日に開会をいただきまして、執行部提案18議案のうち4議案につきまして、開会日初日に議決をいただきました。他の14議案につきましては、それぞれ両常任委員会に委員会付託をいただきまして、先般7日に教育民生常任委員会で御審議をいただき、他の議案につきましては、本日の総務建設常任委員会に付託された案件、お手元の議事日程にございまして、議案第33号の令和3年度の町一般会計の補正予算の所管部分、それから、議案第37号につきましては同じく水道事業会計の補正予算、両補正予算案件2議案、それから、続いて、議案第38号につきましては個人情報保護条例の条例改正の案件1件、それから、議案第39号につきましては令和2年度の町一般会計の所管部分の決算認定について、それから、第43号につきましては同じく土地取得特別会計、第44号につきましては農業集落排水事業特別会計、第45号につきましては公共下水道事業特別会計、そして、議案第46号につきましては町の水道事業会計、それぞれの令和2年度の決算認定についてということで、この案件が5議案、5件ございまして、合わせて8議案を、本日、総務建設常任委員会で御審議を願うところではございますが、それぞれいずれの案件につきましても重要な案件ばかりでございます。後ほど担当のほうから詳細に説明させていただきますので、十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます、議事日程の説明と御挨拶に代えさせていただきます。どうぞひとつよろしくお願いたします。

○副委員長（古村 護君） ありがとうございます。加藤町長の議事日程の説明は終わりました。

それでは、お手元の日程に従い、会議を進めさせていただきます。

日程第2 付託議案の審査について

○副委員長（古村 護君） 日程第2、付託議案の審査についてを議題とします。

本委員会に付託されました議案は、議案第33号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について（所管部分）、議案第37号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第38号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について（所管部分）、議案第43号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第44号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第46号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についての8議案であります。

ここでお諮りします。

付託議案の審査方法につきましては、先に1件ごとに全議案を審査するものとし、その後、討論、採決につきましても1件ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（古村 護君） 異議なしと認めます。そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第33号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）についての所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第33号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

令和3年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加いたしまして、予算の総額を29億5,650万円とするものでございます。

第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定しているものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

この補正予算の区分ごとの金額につきましては、まず、歳入におきましては、1款町税から20款諸収入までの8つの款とこれに付随する13の項において、また、歳出では、1款の議会費から次のページの11款予備費までの9つの款とこれに付随する18の項に

において、それぞれ所要の補正をお願いするものでございます。その総額は、既決予算額に3,000万円を追加いたしまして、補正後の予算額を29億5,650万円とするものでございます。

次に、補正予算に関する説明書によりまして、予算の内容について説明を申し上げます。

5ページの総括の説明は割愛をさせていただきます、6ページから各所管課長より説明をお願いいたします。

○税務課長（藤井光利君） それでは、6ページを御覧ください。

1款町税に係る当初の賦課をした時点での予算の精査を行うものであります。

1項1目個人については、予算額2億6,100万円を3,100万円増額し、2億9,200万円とするものであります。この主な要因といたしましては、現年度課税分について、所得割にて所得割の伸び率がコロナ禍にあって平年ベースより相当程度落ち込むことが予想され、リーマン・ショック時のマイナス15%程度を当初見込んでおりましたが、当初の見込みより3,100万円多く賦課することができましたので、予算の見直しを行うものであります。

続きまして、2項1目固定資産税については、予算額4億8,480万円を770万円減額し、4億7,710万円とするものであります。この主な要因は、現年度課税分では、土地分のうち令和3年度評価替えに伴う算出額との精査を行ったもの、家屋分については、令和3年度評価替えに伴う算出額との精査を、また、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の特例措置に伴う減免による精査を行ったもの、償却資産分のうち新型コロナウイルス感染症に係る設備投資抑制見込みの精査を、また、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の特例措置に伴う減免による精査を行ったものであります。

続きまして、滞納繰越分については、昨年度の徴収率が推計値より増えたことにより繰り越した額が減ったということで、精査を行ったものであります。

続きまして、3項軽自動車税、2目種別割については、予算額1,892万3,000円を130万4,000円増額し、2,022万7,000円とするものであります。この主な要因は、現年度課税分では、4月1日現在の登録台数の増と重課税対象車両の増との精査を行ったものであります。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 款、変わりまして、10款1項1目地方交付税では、1億8,109万3,000円を追加計上いたしまして、10億3,109万3,000円とするものでございます。令和2年度分の普通交付税の額の決定がなされたことによるものでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） ページをおめくりいただきまして、14款国庫支出金、2項7目総務費国庫補助金では、1,146万6,000円を追加し、5,780万3,000

0円とするものでございます。住民課所管では、個人番号カード交付補助金では、個人番号カードの交付に当たる事務費相当分を見込むものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） その下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、846万6,000円を追加計上するものでございます。新型コロナウイルスの感染拡大を防止することを目的に、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事業に要する費用に対しての交付金で、このたびは保健センターの改修工事と、これに伴い備品を更新するための財源とするものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 款、変わりました、15款県支出金、2項県補助金、5目消防費県補助金では、110万円を増額し、396万5,000円とするもので、地域防災計画の見直しに対する地域減災力強化推進補助金でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） ページ、おめくりいただきまして、18款繰入金、2項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金では、2億1,400万円を減額いたしまして、1億800万円とするものでございます。普通交付税の追加交付がなされたこと及び繰越金の額が確定したことにより財源の確保を図ることができたことから、この繰入金を減額するものでございます。

続きまして、19款1項1目繰越金、このたび2,532万2,000円を増額いたしまして、5,532万2,000円とするもので、令和2年度の決算に伴います繰越金額の確定によるものでございます。

歳入の補正は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

14ページから各課長により説明をいたします。

○議会事務局長（平松孝浩君） それでは、続きまして、歳出予算の事項別明細書の御説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

1款議会費、1項1目議会費におきましては、96万円を減額し、5,759万円とするものでございます。政務活動費の交付申請期限が経過し、交付決定額が確定しましたので、減額補正をするものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 2款総務費、1項1目一般管理費では、217万円を増額いたしまして、2億6,647万8,000円とするものでございます。共済費では、会計年度任用職員制度の導入により対象者が増加したことに伴い、労働保険料を増額するものでございます。旅費では、令和3年4月に新規採用となりました会計年度任用職員1

名に係る交通費を計上、続く、工事請負費では、新しくできました県道バイパスと国道23号交差点の国道側に設置されております青看板の案内標識に木曾岬町役場を示すための工事費用を計上しているものでございます。

続く、5目財産管理費では、84万7,000円を増額いたしまして、4,766万2,000円とするものでございます。使用料及び賃借料では、業務の効率化を目的に、会議録の作成システムを導入するための経費を計上しているものでございます。

○**税務課長（藤井光利君）** では、16ページを御覧ください。

予算を266万3,000円減額する、2項1目税務総務費の説明でございます。

予算額は4,354万1,000円とするものであります。これにつきましては、報酬などの職員の異動に伴う人件費の減ということでございます。

続きまして、2目賦課徴収費についてでございます。60万円を増額し、3,287万7,000円とするものであります。これにつきましては、21節の補償、補填及び賠償金にて、相続財産管理人選任申立による裁判所に納める予納金を計上するものであります。これにつきましては、固定資産税の課税客体である不動産の所有者が死亡し、その相続関係人が全員相続放棄としたことにより、固定資産税を賦課すべき対象者が不存在となったという事案があります。この該当する土地及び家屋につきまして、民法第952条に基づき、家庭裁判所に相続財産管理人の選任の請求を申し立て、物件に対する新たな所有者の出現により固定資産税の賦課を再開したい、その申立てに係る予納金、これが今回の補正予算をお願いする理由であります。

以上でございます。

○**住民課長（伊藤正典君）** 下段、3項1目戸籍住民基本台帳費では、333万2,000円を追加し、3,322万7,000円とするものでございます。委託料では、個人番号カードの交付に従事する職員1名分を業務委託により配置するものでございます。備品購入費では、戸籍等に用いる契印機の故障に伴い、既存の1台分を更新するものでございます。償還金、利子及び割引料では、令和2年度中長期在留者居住地等事務委託金の実績に伴い、受入れ差額分を返還するものでございます。

以上でございます。

○**産業課長（多賀達人君）** ページをめくりいただき、22ページ、23ページをお願いします。

5款2項1目農地総務費、6万円を増額し、1,516万6,000円とするものでございます。特定扶養の認定に伴い、職員手当を増額するものでございます。

3目湛水防除費では、6月に補正を行いました県営湛水防除事業2期地区、川先排水機場の工事に伴い、町で施工が必要な既設排水機場の電気設備の改修に伴う工事請負費につきまして、公共工事の品質確保の促進に関する法律第21条第1項に基づき、三重県土連への委託業務となることから、工事請負費を減額し、委託料で補正を行うものでございま

す。

以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） ページ、おめくりいただきまして、7款土木費、1項1目土木総務費でございますが、43万8,000円を増額し、補正後1,323万7,000円とするものでございます。人事異動に伴う職員手当等を精査したことによるものでございます。

2項1目道路橋梁維持費でございますが、319万8,000円を増額し、補正後5,533万7,000円とするものでございます。近年繁茂の著しい町道鍋田川線沿いの竹林について、今年度と来年度の2か年で伐採を計画しているものでございまして、まず、今年度分といたしまして、見入地区における竹林伐採を行うための経費を計上するものでございます。

次、2目道路新設改良費、477万2,000円を増額し、補正後1億3,762万5,000円とするものでございます。道路新設改良に携わる職員の人件費や職員手当について、人事異動に伴い精査を行ったものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） ページ、おめくりいただき、26ページ、27ページをお願いいたします。

8款消防費、1項3目消防施設費では、244万円を増額し、718万8,000円とするもので、工事請負費では防火水槽の撤去費用を、また、負担金、補助及び交付金では、代替水利の消火栓設置に係る水道事業会計への負担金を計上するものでございます。

4目水防費では、67万5,000円を減額し、17万1,000円とするもので、本年5月23日に開催予定でありました令和3年度木曾三川連合総合水防演習が新型コロナウイルス感染症の影響により中止されたことに伴い、水防団への報酬など関係経費を減額するものでございます。

5目災害対策費では、220万円を追加し、2,705万1,000円とするものでございます。委託料において、災害対策基本法の改正に伴い、地域防災計画などの見直しに係る経費を計上するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 32ページ、33ページまで飛んでいただきたいと思っております。

11款1項1目予備費では、98万4,000円を減額いたしまして、509万8,000円とするものでございます。地方自治法の定める予備費で、この補正予算の歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○副委員長（古村 護君） 事務局の説明が終わりました。

御質疑の前に、ここで暫時休憩とさせていただきます。休憩は自席でお願いします。

午前 9時20分休憩

午前 9時23分再開

○委員長（三輪一雅君） では、休憩を解き、委員会に戻します。

委員長を副委員長より、私、委員長のほうに戻させていただきます。

それでは、ただいま事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。なお、質疑の回数は1議題につき1人3回までとなっておりますので、御承知お祈りいたします。

それでは、御発言される方は手を挙げられ、委員長の許可に基づき発言されますようよろしくお祈りいたします。

○委員（伊藤 守君） 15ページで、節の工事請負費で、これ、新しい道の日本ハムの前の看板のことですよね。看板というか、意味を。

○総務政策課長（小島裕紹君） 新しくできました交差点に対してその交差点を示す、300メートル先に交差点がありますという、23号線側についている青い看板、あと、交差点の間際についている青い看板、これが上下線それぞれ2枚ずつ計4枚ついていますが、その看板に対して、木曾岬町役場のほうに行けるという表示をつけさせていただくというもので、新たに看板を立てるわけではなくて、23号線のほうについている看板に木曾岬町役場を示す文字をつけさせてもらうという工事になります。

○委員（伊藤 守君） 23号線沿いにつけるとのことね。

○総務政策課長（小島裕紹君） 23号線にある看板に。

○委員（伊藤 守君） ある看板にくっつけるということ。

○総務政策課長（小島裕紹君） 今、矢印だけが乗っかっている看板になっているんですけど、その矢印に対して、回ると木曾岬町役場へ行けますという案内をつけさせていただくという工事です。

○委員（伊藤 守君） 農免から来て23号線にぶつかりますね。そのときの看板じゃないということですね。23号線沿いにある看板のことを言っているんですね。

○総務政策課長（小島裕紹君） 23号線を走っている方に示す案内看板、青い大きい看板、あのことです。

○委員（伊藤 守君） ありがとうございます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（加藤真人君） 消防費のところ、27ページか、消防施設費で計上されていますけれども、防火水槽の撤去に伴い消火栓を設置されるということですが、これはどこのところでやられるとか、場所とかそういうのというのは。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 外平喜地内にあります防火水槽、いろいろと設置をしてあるんですが、民地内に設置されている防火水槽で、地権者の方から土地の利用の運用に

対して防火水槽が支障になるということで申出を受けまして、防火水槽を撤去し、その防火水槽の代替ということで、道路に走っている上水の水道管に新しく消火栓を設置するということで、消火栓の設置については水道事業会計に委託ということで、負担金を計上させていただいているものでございます。

以上です。

○委員（加藤真人君） 防火水槽があるところ、これ、随時替えていくような考えで予算を計上、今後もされていくのか、それとも今回だけの話なのか。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 消防水利については、防火水槽が設置された経緯とかというのが昔からあるわけでございますけれども、社会情勢の変化とか土地の利用の変化によって、今の防火水槽を残していくというところが一番いいのかなというふうには担当課としては考えているところでございますけれども、設置できるところとできないところ、更新できるところできないところとかありますので、周りの状況とかを考えながら、消防水利の確保には努めていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

○副委員長（古村 護君） 24ページ、25ページのところの土木費の1目道路橋梁維持費の中で、委託料319万8,000円に関して、今回、町道鍋田川線に繁茂した竹林の伐採を2か年をもって行うということで、先ほど見入地内の伐採を今年度は予定しているという話でしたけれども、具体的に伐採の方法というのは、全てを切ってしまうのか、あるいは景観を保全しながらやっていくのかということと、それから、竹林がある場所が例えば道路のり面のところなのか、そういったところの説明を少しいただけますでしょうか。

それと、もう一個、26ページの消防費の災害対策費の委託料関係なんですけれども、今回220万円の予算計上ですけれども、地域防災計画の見直しによるものであって、財源として県補助金110万円が補填されているとは思いますが、地域防災計画の見直しを上げるのが今回の9月補正で計上されたところの経緯というか、経過のところを少しお話しいただくと助かりますけれども。よろしく申し上げます。

○建設課長（黒田良人君） 御質問いただきました竹林伐採の件の部分でございますが、竹林伐採については、鍋田川線の道路区域のり面、旧の鍋田川の堤防の区域のみの伐採となっております。

伐採方法でございますが、根本から切ると。除根については堤を傷めますので、それは残す形で考えています。一連の部分をきれいに切らせていただいて、見通しもよくさせていただくというところでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 御質問ありました26、27ページで災害対策費の委託

料の地域防災計画の見直しの件でございますけれども、災害対策基本法の改正がされまして、今年の5月に施行されました。それに伴って避難情報が見直されたとか、近年ここ何年かで法改正が幾つかあったことで町の防災計画のほうの中身のほうを見直しをかけたところ、ちょっと古いデータもあったりとか、中身の精査も必要ということになりましたので、今回の9月補正に計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○副委員長（古村 護君） 先ほどのまず道路に関してですけれども、根のほうは残すというお話ですよ。であればいいんですけれども、要は、のり面が全てきれいになってしまうと、根も取ってしまうと、のり面が随分弱くなるんだろうなと思って、この間うちから見させていただいた崖の崩れとか、そういうのを見させていただいたので気にはなりましたので、それで質問させていただきました。

それから、地域防災計画に関しては、先ほど言われました基本法は確かに5月に変わっていますので、もう少し情報が早い段階でもし入っていればもう少し早い段階、例えば6月のときにも補正があったのかなと思ったもので、聞かせてもらいました。ありがとうございました。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤好博君） 先ほどの見入地区の鍋田川の竹林の伐採ですが、これは見入地区だけの竹林の伐採ということによろしいのでしょうか。平米的には何平米ぐらい、作業内容はどのようなことを考えられて、今、伐採だけは聞いたんですが、その後の処理方法等、町のお考えをお聞きしたいと思います。ほかのところ、鍋田川で竹林のところもあるかと思いますが、その箇所は考えてみえないのか。今、見入地区ということで限定があったと思いますが、そのことところをお聞かせください。

○建設課長（黒田良人君） 竹林のエリアでございますが、まず、鍋田川線について踏査させていただいて、どの辺りに竹林が多いのかというのをまず調査させていただきました。大きく見入地区のところと黎明高校のグラウンドの辺りのところの2か所が非常に多いということで、まず、今年度は見入地区をして、来年度に黎明高校の辺りをやると。あと、ところどころ点在はしておるんですけど、その部分につきましては、通常の維持管理費のほうで対応していこうということで考えているところでございます。

今年の面積でございますが、700メートル掛ける大体7メートルの2、100平米が今回の伐採面積となっております。

あと、施工方法でございますが、先ほど御説明させていただいたとおり、根本から切って除根はしないと。切った竹については、最終処分場に持っていくという形になります。

以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤好博君） もう一つ、これも先ほど聞かれたところなんですが、26、27

の消防施設費の外平喜の防火用水を消火栓に替えていくという話で、加藤委員も御質問もあつたんですが、あんまりはっきりした町の方向性というのが見られないような答弁でしたんですが、これからの防火用水の維持管理の仕方、それを地区から要望があれば消火栓に替えていくのか。それはどういう要望、どういう条件下で消火栓に替えていく、その基本的な考え方をお知らせください。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 基本的な考え方というか、今、既存のある防火水槽は危機管理課としては残していきたい。当然、防火水槽のほうはその場に水があるということで消火には有効と考えていますので、防火水槽は残していきたいというふうには考えておりますが、ただ、設置場所が民地に設置をお願いしているというところでもありますので、民有地の使用状況とか利用状況によってはどうしても防火水槽が支障になるという案件が出てこようかとは思いますが。ただ、残していきたい、いくというのを方針として持っているんですけれども、どうしても撤去しなければならないという状況になれば、代替水利ということで消火栓をといるところにはなつてこようかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員（伊藤好博君） 要は希望があればやれるということになると、やっぱりどこの土地も防火用水というのはどこか一角が死ぬわけですので、宅地に近いところの畑なんかは特にそうですが、宅地化の案件もあつたり、そういう条件下の下で消火栓に替えていくとか、ある程度基準的なことをしっかりしていかないと、残したい残したいというだけでは、地主さんがもうのけてくれと言われや、嫌やと言われれば、のけんならんと。

何年か前に防火用水に対する用地の代金は払っておられると思うんですが、町が支払いをされておるんですが、そういう要件もあるので、防火用水を撤去する条件というのは、やっぱりしっかりした条件、こうでなければ駄目だよと、このぐらいの要件でないとまず認められないよと、何とかならんかなという感じでいかないと、要望があつていくという、残したいというだけでは説得力がないかと思っておりますので、そこのところをしっかりとしておいていただきたいということをお願いしたいと思っております。

それで、もう一つお願いします。

16、17ページの税務の賦課徴収、徴税費の中の賦課徴収費の補償費なんですが、説明を聞いたんですが、はっきり私は理解しにくいんですが、もう一度、何で、補償費を積むということを言われたと思うんですが、もう一度説明をお願いします。理解ができなかったのです。

○税務課長（藤井光利君） それでは、説明をさせていただきます。

これは具体的にどこかということをお申し上げると、栄地内に1件、具体的な死亡の日時を言うと、令和元年の12月に所有者が亡くなったんです。その方は独居でして、それで、我々としては、次、令和2年度以降、誰に賦課をするのかということで、戸籍なんかを取り寄せて相続関係人を調査しました。

まず、子どもさん、配偶者は既に亡くなっておりましたので、子どもさん方に調査して、この物件について相続しますかしませんかということをお尋ねしました。そうしたら、子どもさんは何人かおられたんですけど、全員が放棄しますと。順番で行くと、次、要は亡くなった方の父母ということなんですけれども、亡くなった方もなかなか高齢でしたので、父母は既に亡くなっていると。そうすると民法の規定によると、兄弟姉妹という形になるんです。兄弟姉妹はたくさんおられたんですけど、全員調査をしました。それで伺いましたところ結果的に、一番最後の方は今年になりましたけど、放棄するというので、この方、兄弟姉妹も全員放棄しましたということで、そうすると、固定資産税をかける対象、要は納税通知を送る対象がないということで、これは困ったなということもありましたし、あと、その物件、土地と家屋があるんですけども、独居で管理する方がおられない。

民法上は相続放棄という手続を家庭裁判所で皆さんは取って、それが完了しているわけなんですけれども、相続放棄の手続を取ったからといって管理を免れるものではないというふうに民法上はなっているんですけども、実際のところ、相続人の方々はその場所について実は縁もゆかりもないというところもありまして、管理をしてくれるわけでもないとなると、この賦課ができない状況も1つまずい状況もありますし、あと、管理人がないということは、その家屋が放置することによってやがて朽ち果てる部分もあるだろうと。

そうすると、いわゆる空き家問題ということも含めまして、今回、民法の規定の中に952条という規定がありまして、家庭裁判所に我々が申立てをすることによって、管理人を一度裁判所が、具体的に言えば弁護士の方に預けて、その弁護士の方が新たな所有者を探してくれるというような格好に、ざっくり言えばそんなような手続になるわけなんですけど、そういうのに着手していかないと、賦課ができないのもまずいと思いますし、先ほど言いました空き家の管理ということも、このままほかっておくとずっと未来永劫、誰も着手しないというような物件が残ってしまうということも、この機会に歯止めをかける。

これ、今いろいろ調査というか、調べましたけど、今考えられる、もちろん僕の所管の税務課でできることの中でということですけども、着手できる方法としては、民法952条の相続財産管理人の申立てぐらいしか、この物件に対する対処がないというふうに思いましたので、今回、四日市の家庭裁判所に申立てをするには、予納金が要ると。要は家庭裁判所が弁護士の方にお願いするには費用がかかると。その分の予納金について予算を認めていただいて、それを基にこの賦課を何とか再開できたらいいな。

それと、先ほどから申し上げている新たな所有者が出てくれば、その方が財産を管理していくというようなことの可能性に一回かけて、この状況を何とか打破したいというのが今回の予算をお願いしたということの理由であります。

以上でございます。

○委員（伊藤好博君） ありがとうございます。

○委員長（三輪一雅君） 消防のほうは意見だけでよかったですか。

○委員（伊藤好博君） 消防のほうはお願いだけでいいです、分かりましたので。ありがとうございました。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） では、御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第37号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（中里満博君） それでは、水道事業会計補正予算書を御覧ください。

表紙を跳ねていただきまして、議案第37号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1条、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条では、収益的収支の補正予算を示しており、第1款水道事業収益では、第1項営業収益において175万8,000円を増額し、総額を5億8,491万8,000円とし、第3款水道事業費用では、第1項営業費用において162万8,000円を増額し、総額を5億9,161万2,000円とするものでございます。

続いて、3ページを御覧ください。

今回の補正予算に係る実施計画となっております。

この詳細については、明細で説明させていただきますので、8ページを御覧ください。

まず、収入でございますが、1款水道事業収益、1項営業収益、3目その他の営業収益において、175万8,000円を増額し、199万円とするものでございます。この補正予定額は、1か所分の消火栓設置、管路撤去に係る工事を受託するものでございまして、その内訳は、工事費として162万8,000円、事務費として13万円となっております。

次に、支出でございます。

3款水道事業費用、1項営業費用、3目受託給水工事費において、162万8,000円を新たに計上するものでございまして、先ほど説明させていただきました消火栓設置・管路撤去工事費を行うものでございます。

戻って、4ページを御覧ください。

補正後の予定キャッシュフロー計算書でございますが、当該年度における現金の増減を表したものでございます。

詳細におきましては、後ほどお目通しいただくこととしまして、下から3行目では資金の増減額を示しており、令和3年度末に資金が27万8,000円増加し、資金期末残高

が9億3,142万7,744円になることを示しております。

5ページでは、令和3年度の事業が補正予算どおりに執行された場合の予定損益計算書を示しております。末尾から3行目の当年度純利益では、805万8,272円の損失が発生することを示しており、前年度からの繰越損失を含め、当該年度未処分利益剰余金は、223万2,292円の損失になることを示しております。

ページをおめくりいただきまして、6ページ、7ページでございますが、令和3年度における予定貸借対照表となります。

詳細はお目通しいただくこととしまして、6.剰余金の(2)利益剰余金のうち、(ハ)の令和3年度末の未処分利益剰余金と、先ほど5ページで御説明させていただきました予定損益計算書の末尾の当年度未処分利益剰余金と一致していることを御確認ください。

令和3年度水道事業会計補正予算(第1号)の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(三輪一雅君) 事務当局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(三輪一雅君) 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第38号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○危機管理課長(伊藤雅人君) それでは、議案第38号を御覧ください。

議案第38号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書でございますが、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

最下段、提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、本条例について、所要の改正を行うものでございます。木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があることから、この議案書を提出するというものでございます。

具体的な改正の内容でございますが、ページ、おめくりいただき、2ページの新旧対照表を御覧ください。

第25条の2におきまして、上位法令の改正に基づく文言及び引用条項を改正するものとなっております。

ページ、お戻りいただきまして、改正条文の附則でございますが、施行日につきまして

は、公布の日から施行とするものでございます。

以上で議案第38号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） では、御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第39号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、議案のほうをお願いいたします。

議案第39号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

なお、この決算認定の議案には、歳入歳出決算事項別明細書及び監査委員の意見書と、参考資料といたしまして事務報告書をそれぞれ添付させていただいております。

それでは、詳細な説明を申し上げますので、別つづりの歳入歳出決算書を御覧いただきたいと思ひます。

初めに、令和2年度の木曾岬町一般会計歳入歳出決算書、歳入のほうでございます。

5ページ、6ページを御覧いただきたいと思ひます。

歳入の合計欄でございます。

予算現額43億3,069万9,000円に対しまして、調定額43億5,847万5,456円、収入済額41億3,579万1,164円、不納欠損額105万3,350円、収入未済額2億2,163万942円となりまして、予算現額と収入済額との比較は、マイナスの1億9,490万7,836円ということになっております。

次に、歳出でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出の合計でございます。

予算現額43億3,069万9,000円に対しまして、支出済額39億6,632万6,437円、翌年度繰越額2億8,383万7,000円、不用額8,053万5,563円となりまして、予算現額と支出済額との比較は3億6,437万2,563円となっております。これによりまして、歳入歳出差引残額が1億6,946万4,727円となり、このうち、歳計剰余金処分による基金繰入額を6,000万円といたしてあります。

それでは、詳細な説明を35ページ、36ページの事項別明細書によりまして、所管課

長から説明をさせていただきます。

○税務課長（藤井光利君） それでは、35ページから説明をさせていただきます。

1款町税につきましては、収入済額9億5,458万9,656円、収納率は96.3%、対前年度比は収入額で64.6%であります。今後、収納対策にますます力を入れ、収納率の向上に努めてまいります。

それでは、町税の内訳の説明をさせていただきます。

1項1目個人につきましては、現年度課税分については、収入済額は3億586万1,852円、収納率は98.4%、対前年度比でいいますと99.9%ということになります。滞納繰越分につきましては、収入済額、565万5,101円、収納率は31.4%、対前年度比140.3%であります。不納欠損につきましては71万1,181円で、件数は20件、主な経緯といたしましては、地方税法に基づき、所在・財産不明により執行停止となり、その間に5年間の時効を迎えたものであります。なお、県税を含めた賦課徴収の概要は、備考欄記載のとおりでございます。

次に、2目法人、現年度課税分につきましては、収入済額6,551万7,100円あります。収納率は99.7%、対前年度比11.1%です。この対前年度比においては、令和元年度に木曾岬メガソーラーの売電収益権の売却の影響により事業所得の申告による納税額があったこと、また、収入済額においては、法人税割が令和元年度10月より3.7%税率が下がったことが主な要因となっております。なお、収入済額の均等割、法人税割の配分は、備考欄に記載のとおりであります。

滞納繰越分については、収入済額16万4,488円、収納率は12.5%、対前年度比で109.7%です。これにつきましては、不納欠損が25万5,400円でありまして、件数は2件であります。主な経緯といたしましては、地方税法に基づき、財産なしにより執行停止となり、その間に5年の時効を迎えたものであります。

次に、2項1目固定資産税、現年課税分については、収入済額は5億596万3,120円で、収納率は99.2%、対前年度比100.7%です。なお、それぞれ土地、家屋、償却資産の収入済額の明細は、備考欄に記載のとおりであります。

滞納繰越分については、収入済額410万8,984円、収納率は24.4%、対前年度比63.0%です。不納欠損につきましては6万500円で、件数は2件、主な経緯といたしましては、地方税法に基づき、財産なしにより執行停止となり、その間に5年の時効を迎えたものであります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金については、収入済額1,783万3,700円で、新輪1丁目21番地ほか、9筆のメガソーラー事業用地に対する交付金を三重県から受け入れているものであります。

次に、3項軽自動車税、1目環境性能割については、収入済額60万2,900円で、当面の間、三重県が徴収することになっておりますので、県から徴収分の交付を受けたもの

であります。

2目種別割、現年度課税分については、収入済額は1,933万6,400円で、収納率は98.3%、対前年度比は102.6%です。なお、それぞれ車種ごとの収入済額の明細は、備考欄に記載のとおりであります。

滞納繰越分については、収納済額15万720円で、収納率は17.4%、対前年度比61.5%です。不納欠損額につきましては1万6,269円で、件数は3件、主な経緯といたしましては、地方税法に基づき、所在・財産不明により執行停止となり、その間に5年の時効を迎えたものであります。

次に、4項1目市町村たばこ税については、次、めくっていただきまして、37、38ページを御覧ください。

収入済額2,726万6,191円で、対前年度比は101.7%です。納税義務者4者であります。

次に、6項1目入湯税については、212万9,100円の収入済額で、対前年度比160.1%です。特別徴収義務者2者でございます。

次、款が変わりまして、2款地方譲与税でございます。収入済額は3,746万5,000円でございます。

1項1目地方揮発油譲与税でございます。945万2,000円の収入済額、対前年度比97.9%です。これは市町村道の面積及び延長に対して譲与されたものであります。

2項1目自動車重量譲与税でございます。2,750万5,000円の収入済額、対前年度比98.9%です。これは上段の地方揮発油譲与税と併せて譲与されたもので、市町村道の面積及び延長に対して譲与されたものであります。

次に、3項1目森林環境譲与税でございます。50万8,000円の収入済額となります。これは平成元年度から譲与が始まったもので、10分の9に相当する額が市町村に対し交付されたものであります。

次に、款が変わりまして、3款1項1目利子割交付金でございます。88万9,000円の収入済額、対前年度比は104.3%です。これは預金利子分離課税の5%について、県から市町に交付されたものであります。

次に、款が変わりまして、4款1項1目配当割交付金でございます。413万2,000円の収入済額、対前年度比94.7%です。これは株式等の配当割などに対して納められた税について、県から市町に交付されたものであります。

次に、款が変わりまして、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金でございます。448万円の収入済額、対前年度比188.4%です。これは株式等の譲渡に対して納められた税について、県から市町に交付されたものであります。

次に、款が変わりまして、6款1項1目法人事業税交付金でございます。1,799万9,000円の収入済額となります。これは令和2年度より交付が開始されたもので、県

より法人事業税の収入額に対して交付率を掛けて得た額に各市町の法人税割額により案分して得た額が交付されたものであります。

次に、款が変わりまして、7款1項1目地方消費税交付金でございます。1億4,317万7,000円の収入済額、対前年度比121.3%です。これは地方税法の規定に基づき、県から交付額の2分の1の額を人口で、ほかの2分の1の額を従業員数で案分し、市町に交付されたものであります。

次に、款が変わりまして、8款1項1目環境性能割交付金でございます。

39ページ、40ページを御覧ください。

437万3,474円の収入済額、対前年度比は218.5%です。これは県が徴収し、軽自動車税の環境性能割とともに、環境性能割交付金として町に交付されたものであります。

次に、款が変わりまして、9款1項1目地方特例交付金でございます。613万1,000円の収入済額、対前年度比で126.3%です。これは県から市町村民税の住宅借入金等特別控除による減収を補填するために市町に交付されたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 続きまして、10款1項1目地方交付税は、収入済額6億4,018万1,000円で、前年度に比べまして2億6,918万7,000円の減額となっております。このうち普通交付税分は、令和元年度に町内電気事業者の営業形態の変更に伴いまして、法人町民税の大幅な増収があったことが影響いたしまして、前年度に比べ減額となっております。特別交付税分は、令和元年度に算入されておりました地域BWAを活用した安全安心まちづくり事業のハード整備が完了したことに伴いまして、前年度に比べ減額となっているものでございます。

以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） 11款1項1目交通安全対策特別交付金、収入済額78万9,000円でございます。道路交通反則金を原資とし、カーブミラーや区画線等の交通安全施設の整備に要する費用に対し助成される交付金でございます。前年度比はプラス6万2,000円でございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） ページ、おめくりいただき、41、42ページをお願いします。

13款1項3目農林水産業使用料、収入済額20万6,700円で、見入地区多目的共同利用施設で利用した電気代や上下水道料を地元自治会から受け入れたものでございます。

以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） 4目土木使用料、収入済額471万4,220円でございます。道路占用許可のうち占用料を徴収するものでございまして、主なものといたしまして、

電柱、電話柱で1, 236本、埋設管で8, 591メーターなどとなっております。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 6目総務使用料、収入済額は1, 446万6, 396円でございます。総務政策課の所管では、庁舎使用料は、説明欄記載のとおりでございます。また、ページをおめくりいただきました44ページにございます行政財産目的外使用料は、公共敷地内に設置されました電柱、電話柱、ケーブル等の占用料及び自動販売機の設置料を計上しているものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） ページ、戻っていただきまして、自主運行バス使用料で、危機管理課所管分として、運賃収入を計上しております。

また、ページをおめくりいただきまして、防災センター使用料では、センターの一般利用に係る使用料収入を計上しており、ただ、令和2年度の収入はございませんでした。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 2項手数料、1目総務手数料でございます。262万3, 970円の収入済みとなっております。内容は、税務課所管の主なものといたしましては、備考欄、税務諸証明手数料36万5, 300円、督促手数料11万2, 620円、コンビニ交付手数料2万7, 600円のうち、税務課所管といたしましては900円ということでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 住民課所管では、戸籍、住民票、印鑑証明、コンビニ交付などの証明手数料を受け入れたものであり、内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 4目農林水産業手数料、収入済額3, 900円で、農林水産業手数料は、農林水産関係13件分の証明手数料でございます。

以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） 説明は続いておりますが、ここで休憩といたします。10時20分に再開いたします。よろしく申し上げます。

午前10時 5分休憩

午前10時20分再開

○委員長（三輪一雅君） では、休憩を解き、委員会に戻します。

では、引き続き、43ページ、14款の国庫支出金からですか。説明をよろしく申し上げます。

○建設課長（黒田良人君） 47ページのほうを御覧ください。

14款2項5目土木費国庫補助金でございます。収入済額は6, 002万3, 000円、

収入未済額は2,350万円となっております。社会資本整備総合交付金でございますが、国交省所管の公共事業などにおける補助金事業でございますが、この内訳でございますが、西対海地和泉線などの3路線道路改良事業におきまして、5,612万7,000円、補助率は2分の1でございます。橋梁耐震などにおける点検や修繕費といたしまして385万円、補助率が0.55、住宅関係で木造耐震2件分といたしましては4万6,000円、補助率が0.5となっております。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 7目総務費国庫補助金は、収入済額8,971万5,000円、社会保障・税番号制度システム整備補助金は、危機管理課所管分として、マイナンバーに係る中間サーバー次期システム構築経費に対する国庫補助金でございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 住民課所管では、社会保障・税番号制度システムの整備補助金のうち、住民基本台帳・戸籍附票システム改修費は、国外転出者のマイナンバーカードの利用に係るシステム改修費用に対して受け入れたもので、収入未済額の848万9,000円につきましては、同事業における繰越明許に係る財源でございます。

下段、個人番号カード交付補助金は、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISに対する事業負担金で、窓口業務などに要する事務費をそれぞれ受け入れたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 続きまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、調定額1億6,449万8,000円に対しまして、収入済額は7,975万8,000円でございます。令和2年度におきましては、各世代への生活支援対策や庁舎内の感染対策、GIGAスクール構想など、24目を対象事業といたしまして実施いたしました。このうち、体育館空調設備及び防災行政無線の更新につきましては、この2事業に対しましては847万4,000円、これを令和3年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） ページをおめくりいただきまして、3項委託金、2目の総務費委託金では、収入済額33万2,000円でございます。住民課所管では、総務管理委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金として、外国人の住居地届出などの事務に要した人件費などを受け入れたものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 総務費委託金は、危機管理課所管分で、自衛官募集事務に係る委託金でございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） ページのほうをおめくりいただき、51、52ページをお願い

いします。

15款2項3目農林水産業費県補助金、収入済額4,020万9,232円、収入未済額1,800万円で、各種農業施策推進のための補助金で、農業総務費補助金は農業委員会の事務運営に係る交付金、農業振興費補助金は農業経営の安定に資する補助金で、備考欄記載のとおりでございます。林業費補助金は、みえ森と緑の県民税市町交付金で、基金に積立てを行ったものでございます。土地改良事業費補助金は、県営湛水防除事業の事業化に向け必要な事業計画策定に要する経費の補助金で、令和2年12月に交付決定されましたが、近江島排水機場及び幹線排水路の事業計画策定に伴う補助金を令和3年度へ歳出とともに繰り越したことにより、収入未済額となっているものでございます。地籍調査事業費補助金は、近江島及び上和泉地区で実施しました地籍調査事業の補助金で、また、多面的機能支払事業交付金は、農地の維持や資源の向上、長寿命化等、地域の共同活動や地域資源の適切な保安全管理の推進に対する交付金でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 4目土木費県補助金、収入済額は2万5,600円でございます。

ページおめくりいただきまして、土地取引規制等対策費補助金2,000円は、備考欄記載のとおり、国土利用計画法に定める土地取引の規制に関しまして、市町が行うとされている経由事務に対しまして新たに支払われた交付金でございます。

以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） 建設課所管分でございますが、木造住宅耐震診断等住宅費補助金2万3,600円でございます。木造住宅の耐震診断2件に対する県補助金でございます。補助率は4分の1でございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 5目消防費県補助金は、収入済額299万5,145円。消防費県補助金は、防災ガイドブックの日本語版の印刷、外国語翻訳及び印刷、防災講演会に対する補助金として受け入れたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 地震対策緊急促進事業費補助金、収入済額は202万2,145円で、海拔ゼロメートル地帯に対する津波避難対策費補助金といたしまして、平成29年度以降の防災事業債の償還金に対する補助金でございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 6目総務費県補助金では、収入済額8万5,000円でございます。消費者行政推進交付金は、消費者行政費の啓発事業に係る補助金でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 3項1目総務費委託金、収入済額は1,500万3,9

55円でございます。総務費委託金90万1,000円は、備考欄記載のとおり、三重県からの委譲事務に係る交付金でございます。

以上でございます。

○**税務課長（藤井光利君）** 2節徴税费委託金でございます。1,136万1,955円の収入済額となっております。これは県から県税徴収事務委託金として、県民税徴収取扱費算定に係る納税義務者数に1名3,000円を掛けた金額を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○**危機管理課長（伊藤雅人君）** 統計調査委託金は、7つの指定統計調査事務などに係る委託金でございます。

以上でございます。

○**建設課長（黒田良人君）** 5目土木費委託金でございますが、収入済額1万3,000円でございます。建築確認申請受託業務、受付業務1件分の受託事務でございます。

以上でございます。

○**総務政策課長（小島裕紹君）** 16款財産収入、収入済額は1,563万5,650円でございます。

ページをおめくりいただきまして、1項1目財産貸付収入は、収入済額737万6,347円でございます。町有地の貸付収入で、主なものは、スーパータチヤへの敷地賃借料、そのほかは、職員駐車場の利用料、商工会館、駐在所等の普通公共施設の貸付使用料でございます。

以上でございます。

○**会計管理者（山田克己君）** 次、2目の利子及び配当金では、収入済額825万8,583円で、町の一般会計が保有しております19の基金から発生した利子及び配当金でございます。備考欄にそれぞれの基金の利息を記載しております。

以上でございます。

○**総務政策課長（小島裕紹君）** 2款2項1目物品売払収入は、収入済額720円で、備考欄記載のとおりでございます。

17款寄附金、収入済額1億480万6,000円でございます。

ページおめくりいただきまして、1項1目一般寄附金、収入済額は1億380万6,000円で、ふるさと応援寄附金でございます。

4目の教育費寄附金、収入済額は100万円で、夢とふれあい教育基金への指定寄附金をいただいたものでございます。

18款繰入金、1項3目土地取得特別会計繰入金は、収入済額263万928円で、土地取得特別会計で保有する土地の貸付料等を一般会計に繰り入れたものでございます。

2目財産調整基金繰入金は、収入済額4億8,450万円で、続く、4目減債基金繰入

金は、収入済額8, 100万円でございます。それぞれ地方交付税収入額の大幅な減額により、基金に財源を求めたものでございます。

12目ふるさと応援寄附金基金繰入金、収入済額は1億1, 000万円でございます。ふるさと応援寄附金として頂きました指定寄附金に社会福祉施設改修事業の財源を求めたものでございます。

19款1項1目繰越金、収入済額は7, 751万3, 651円で、備考欄記載のとおりでございます。

○**税務課長（藤井光利君）** 20款1項1目延滞金でございます。延滞税額の延滞金として、146万5, 732円を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○**総務政策課長（小島裕紹君）** 2項1目町預金利子、収入済額は2万1, 476円で、歳計現金預金の利子でございます。

○**産業課長（多賀達人君）** 3項1目農林水産業費受託事業収入、収入済額116万6, 900円で、次ページの1節から3節まで、各種事務に要する受託金で、備考欄記載のとおりでございます。

以上です。

○**総務政策課長（小島裕紹君）** 2目総務費受託事業収入、木曾岬干拓排水機等運転管理業務受託事業収入で、収入済額は1, 150万1, 000円でございます。

○**建設課長（黒田良人君）** 3目土木費受託事業収入、588万710円でございます。国交省からの受託事業でございまして、木曾川堤防のり面約6万平米の除草に係る費用でございます。

以上でございます。

○**税務課長（藤井光利君）** 4項2目弁償金でございます。収入済額1万3, 900円で、うち税務課所管といたしましては、原動機付自転車標識亡失弁償金として、1, 800円を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○**危機管理課長（伊藤雅人君）** 5目雑入、収入済額2, 522万1, 994円でございます。団体支出金は、危機管理課所管分で消防団活動の安全性を高めるための装備品購入に対する助成金を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○**総務政策課長（小島裕紹君）** 下段、雑入は、収入済額2, 078万6, 921円でございます。主なものを申し上げます。総務政策課所管部分では、三重県市町村振興協会交付金といたしまして、ハロウィンジャンボ宝くじの配分金380万1, 147円を計上しております。下から5行目の雇用保険料といたしましては、会計年度任用職員、再任用職員の自己負担分を計上しております。1つ飛びまして、三重県市町職員互助会公益事業助

成金600万円は、防災行政無線デジタル化更新工事の財源として支援を受けたものでございます。

○産業課長（多賀達人君） 産業課所管分は、ふれあい農園利用料で、24区画利用いただいております利用料14万4,000円でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） ページをおめくりいただきまして、21款町債でございます。収入済額2億3,010万円でございます。

2目土木債の一般単独事業債500万円は、町道富田子・間崎線等の舗装修繕工事、公共事業等債は3,690万円で、町道田代・小学校線の避難路整備事業、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債1,800万円は、備考欄記載のとおり、雁ヶ地・福崎線道路改良工事のそれぞれ充当財源として借り入れたものでございます。

3目総務債の臨時財政対策債6,250万円は、国の制度改正で地方財源の収入不足分を補うための地方債で、この分の償還金は地方交付税に算入されるものでございます。一般単独事業債3,290万円は、防災行政無線デジタル化更新工事の充当財源として借り入れたものでございます。減収補填債500万円は、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化に伴う地方消費税収入の減収を補うための地方債でございます。

4目教育債の教育・福祉施設等整備事業債1,670万円及び防災・減災国土強靱化緊急対策事業債2,750万円は、備考欄記載のとおり、それぞれの事業に対する充当財源として借入れを行ったものでございます。

5目農林水産事業債、公共事業債910万円、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債1,650万円は、それぞれ県営湛水防除事業の財源として借り入れたものでございます。

歳入の詳細説明は以上でございます。

引き続き、63ページから歳出の説明を申し上げます。

○議会事務局長（平松孝浩君） それでは、63ページ、64ページを御覧いただきたいと存じます。

歳出の事項別明細書でございます。

1款1項1目議会費では、町議会議員8名の議員報酬・手当並びに事務職員2名の人件費が主な支出となっております。その他の支出では、需用費において、年度中に4回発行いたしました議会だよりの印刷製本費、委託料における議場放送設備保守委託料や会議録作成に関する委託費、また、66ページに渡っていただきまして、負担金、補助及び交付金では、議長会負担金、北勢5町議会議長会負担金が主な支出でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 65ページ、66ページをお願いいたします。

2款総務費、支出済額は8億2,365万2,449円でございます。

1項1目一般管理費は、支出済額2億2,878万7,994円、不用額は279万6,

000円でございます。この科目では、地方公共団体の業務全般の管理事務費、共通経費を支出しております。主に報酬から共済費までは、会計年度職員2名、特別職2名、総務部門職員12名の人件費を計上いたしております。

ページ、おめくりいただきまして、報償費は、ふるさと応援寄附金に対する返礼品に要する費用と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業として実施いたしました高校生世代に対しての町独自の商品券を配布するための経費を計上しているものでございます。委託料でございます。主なものは、5行目の業務委託料の1,581万7,236円、こちらは、ふるさと納税ポータルサイトへの事務運営委託料や財務会計システムの改修委託料を計上しております。

次のページの上から2行目、町例規集追録委託料は、システムのサポート料のほか、例規の追録作成費用とデータの更新費を計上しているものでございます。その他につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

○議会事務局長（平松孝浩君） 次に、2目文書広報費では、需用費で毎月2,200部発行しております町広報紙の印刷に要する経費、役務費では、広報紙を企業等への郵送に要する通信運搬費などを支出しております。

以上でございます。

○会計管理者（山田克己君） 次に、4目会計管理費では、支出済額69万852円でございます。10節需用費と次のページ11節の役務費において、会計事務及び決算に要する事務経費を支出したものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 5目財産管理費、支出済額は1億4,705万6,159円でございます。この科目では、一般会計が管理いたします町有財産、役場庁舎等の施設、土地及び基金等の管理経費を計上している科目でございます。主なものを申し上げますと、需用費では、庁舎管理の電気、水道等、光熱費、空調設備の燃料費などを計上しております。委託料の中の保守委託料は、庁舎の空調機器や自動ドア、消防設備類の保守委託料を計上しているものでございます。庁舎管理委託料は、庁舎の法定で定められました環境衛生管理業務のほか、日常清掃業務や庁舎から発生いたしましたごみなどの廃棄物運搬業務を計上しているものでございます。工事請負費では、新型コロナウイルス感染対策といたしまして、アクリルパネルを庁舎窓口に設置した費用64万4,600円を計上いたしております。また、備品購入費におきましては、非接触式の体温計、顔認証の体温測定機、足踏み消毒ポンプスタンドなど、感染対策に要する備品に要する経費を計上しているものでございます。積立金では、町が保有いたします各基金への積立金を計上しております。また、ふるさと応援寄附金には新たな積立てと利息を、また、他の基金には、利息を積み立てたものでございます。

ページ、おめくりいただきまして、6目企画費、支出済額は1,086万1,750円

でございます。この科目では、町の特定課題の対策や総合企画業務、各課の事業調整に要する経費を計上しているものでございます。主なものは、委託料では、業務委託料といたしまして、職員15名で構成をされました人口減少対策プロジェクト会議の運営支援業務及び第2期木曾岬町総合戦略の策定支援業務に要する経費を計上いたしております。負担金、補助及び交付金では、備考欄記載のとおり、関係協議会への負担金を計上しているものでございます。

続く、7目木曾岬干拓事業推進費、支出済額は1,096万2,590円でございます。木曾岬干拓地に関連する経費を支出している科目でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 9目消費者行政費では、支出済額8万9,210円でございます。この科目では、消費者生活の安全安心を図るため、啓発チラシ、啓発物品などの作成費用を支出しております。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 10目諸費、支出済額は361万3,370円でございます。区長会、行政相談、公平委員会に要する経費を計上する科目で、詳細につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） ページ、おめくりいただき、75ページ、76ページをお願いいたします。

12目高度情報処理対策費、支出済額5,851万1,375円、不用額1万9,625円。この科目では、総合情報処理などに係る経費を支出しており、主なものとしましては、情報処理に係る機器やシステムの保守点検、中間サーバーを利用するための経費などとして、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISへの交付金などがございます。

13目交通安全対策費、支出済額47万4,779円、不用額4万221円でございます。この科目では、交通安全の啓発活動に係る費用を支出しており、主なものとしましては、街頭指導を行っていただいている委員の方々への謝礼金や交通安全啓発物品の配布に要する費用など、交通安全対策に関する費用でございます。

14目自主運行バス運行事業費、支出済額4,218万9,619円、不用額28万8,381円。この科目では、自主運行バスに係る経費を支出しており、主なものとしましては、次のページになりますが、株式会社セントラルサービスに委託しております自主運行バスの運転管理に係る経費や2年度から通常運行に使用しているリース車両3台の車借上料などで、その他につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 15目町制記念事業費、支出済額は413万8,632円でございます。町制施行30周年記念誌に係る編集委託及び印刷に係る経費を計上しているものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 16目防犯対策費、支出済額1,182万8,291円、不用額は83万6,709円でございます。この科目では、防犯対策に係る経費を支出しており、主なものとしましては、安全灯などの電気代や修繕料、地域BWAを活用したみまもり・防犯対策安心サービスに係るセンサーの電気代やシステム利用料などがございます。

18目地域BWA事業費、支出済額719万4,000円、不用額はゼロ円であります。町内4か所に設置されている基地局の維持管理経費相当分の負担金でございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 2項1目税務総務費、支出済額は4,439万4,333円、不用額は90万3,667円でございます。こちらでは税務行政の経常経費を支出する科目ですが、主な支出につきましては、一般職員6名分及び会計年度任用職員1名分の人件費が主なものでございます。ほかのものは備考欄記載のとおりでございます。

80ページを御覧ください。

2目賦課徴収費、支出済額は2億1,256万3,099円、不用額が105万901円でございます。こちらでは町税の賦課徴収に係る経費を支出しているものですが、主な支出につきましては、12節の委託料で、課税収納に係る電算委託料及び滞納を管理するシステムの電算事務委託料によるものや、固定資産税課税のための地番図、家屋図などの修正業務の委託などの経費を、22節償還金、利子及び割引料では、過誤納付還付金として、令和元年度の木曾岬メガソーラーの法人事業決算による納税額と中間納付がありまして、前期決算額の半額が中間納付されましたが、実際の当期決算額との差額により1億7,800万円の返還が生じたことによる決算額となったものであります。ほかのものは備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 3項1目戸籍住民基本台帳費では、支出済額2,593万5,590円でございます。この科目では、住民基本台帳や戸籍、マイナンバーカードなどの管理、発行等に係る経費を支出しており、その主なものとしましては、ページ、めくっていただきまして、委託料のシステム等改修委託料は、国外転出者のマイナンバー利用に要するもの、住民ネットワークシステム委託料、総合戸籍・除籍システム委託料、証明書等コンビニ交付サービスシステム委託料は、住基や戸籍情報の管理、発行に要するものとなります。負担金、補助及び交付金では、個人番号カード等事務委託交付金は、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISにカード等の作成に関するものを委任したものでございます。なお、マイナンバーカードの年度末現在での交付枚数は、前年度より804枚増加した1,691枚で、その交付率は27%となっております。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 4項選挙費、支出済額は434万3,693円ござい

ます。

1目選挙管理委員会費では、選挙管理委員会の運営経費と選挙人名簿登録に関わる経費を計上しております。

続く、2目選挙啓発費では、選挙制度の啓発・普及活動に要する経費を計上しております。

5目町長・町議会議員選挙費では、令和3年の4月25日に執行されました町長・町議会議員選挙の準備等に要する経費を計上しておりまして、それぞれの詳細につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 85ページ、86ページをお願いいたします。

5項統計調査費、2目指定統計調査費、支出済額266万1,237円、不用額2,763円。この科目では、指定統計調査に係る調査員報酬や調査に必要な消耗品代などを支出しているものでございます。

以上でございます。

○議会事務局長（平松孝浩君） 次に、6項1目監査委員費では、監査委員2名の報酬、事務補助員1名に係る委託経費が主な支出でございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） ページをおめくりいただき、117、118ページをお願いいたします。

5款1項1目農業委員会費は、支出済額303万8,198円で、農業委員会の運営に要した費用を支出したもので、報酬では、農業委員会委員9名と農地利用最適化推進委員5名の委員報酬、次ページの委託料では、農地の集積・集約化を推進するため農地情報を公開するシステム、通称全国農地ナビが整備されておりますが、全国農地ナビで照合可能なファイルを出力するための基幹系システムの改修に伴う委託業務で128万7,000円を支出しており、その他、備考欄記載のとおりでございます。

2目農業総務費は、支出済額3,984万4,477円で、農業行政全般に係る共通経費を支出したもので、2節給料から4節共済費は職員3名分の人件費、積立金では、みえ森と緑の県民税市町交付金及び次ページの森林環境譲与税を基金に積み立てたもので、その他、備考欄記載のとおりでございます。

3目農業振興費は、支出済額685万4,041円で、この科目は、農業振興のための普及事業や農地の利用集積等に係る経費を支出したもので、報酬では3名分の委員報酬、負担金、補助及び交付金のうち園芸作物振興補助金は、トマト部会や温室部会への補助金、経営所得安定対策等推進補助金は、地域再生協議会への事務費及び全国農地ナビの整備に伴う新たな水田情報システムの導入に要する経費等を支出しており、その他、備考欄記載のとおりでございます。

4目需給調整推進対策事業費は、支出済額372万4,610円で、米の需給調整の事

務的経費や補助に要する経費を支出したもので、負担金、補助及び交付金の需給調整推進対策補助金では、麦や加工用米等の転作に対する補助金でございます。

5目農業者年金費では、支出済額5万4,093円で、農業者年金に係る事務費を計上したもので、次ページの備考欄記載のとおりでございます。

6目地域農政推進対策事業費につきましては、支出済額18万1,966円で、農業に興味を持つ新たな人づくりや農政の管理事務経費を支出したもので、委託料は、農業教育支援を農協青壮年部に委託している経費で、その他、備考欄記載のとおりでございます。

○建設課長（黒田良人君） 7目農業集落排水事業費、支出済額3,542万3,000円でございます。農業集落排水事業特別会計への財源補填をするため一般会計から繰り出すものでございまして、昨年度と比べまして1,674万6,000円の減額でございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 8目産業文化祭費は、ふれあい広場が新型コロナウイルスの感染拡大している状況を鑑み中止されたことから、支出がなかったものでございます。

2項1目農地総務費は、支出済額1,453万9,359円で、農地行政に係る経費を支出したもので、2節給料から4節共済費は職員2名分の人件費で、その他、備考欄記載のとおりでございます。

ページ、おめぐりいただき、125、126ページの2目土地改良費では、支出済額2,936万3,200円で、農業基盤整備として取り組んでいます各種事業の支出で、報償費は4名の地籍調査事業推進委員の報償費、備考欄下段でございしますが、地籍調査事業委託料は、平成26、27、令和元年度に実施しました地籍調査事業の認証事務支援業務と近江島地区及び上和泉地区で実施した地籍調査事業でございます。また、負担金、補助及び交付金の多面的機能支払事業費負担金は、農地の維持、保全のため、町内16地区と1組織の取組に対する負担金で、その他、備考欄記載のとおりでございます。

3目湛水防除費では、支出済額4,571万3,740円で、この科目、県営湛水防除事業に要した支出で、委託料では、県営湛水防除事業の事業化に向け、土地改良法第85条に基づき作成が必要な事業計画で、近江島排水機場及び中央幹線排水路の事業化に向けた計画策定でございます。また、負担金、補助及び交付金は、県営湛水防除事業の町事業費負担金や木曾岬町土地改良区への排水機場維持管理補助金でございます。

4目地域用水機能増進事業費では、支出済額108万4,065円で、中央幹線排水路沿いの遊歩道やポケットパーク2か所の維持管理経費で、備考欄記載のとおりでございます。

3項1目水産業振興費では、支出済額116万円で、水産業の振興のための経費で、負担金、補助及び交付金は、漁業協同組合補助金や養鰻組合活動助成金で、備考欄記載のとおりでございます。

6款1項、ページをおめくりいただき、2目商工振興費は、支出済額923万3,798円で、負担金、補助及び交付金は、町商工会運営補助金のほか、三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金では、新型コロナウイルス感染症拡大を阻止するために三重県が行った休業要請依頼に全面協力していただいた中小企業、小規模事業者に対して、県と市町が協調して1事業所当たり50万円の協力金のうち町が負担します25万円、交付件数19件、合計475万円を交付したもので、その他、備考欄記載のとおりでございます。

3目観光費では、支出済額690万5,757円で、町の観光資源であります町道鍋田川線桜並木の消毒作業や剪定・伐採作業のほか、町観光協会への補助金が主な支出で、備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） 7款1項1目土木総務費、支出済額1,225万999円でございます。土木建設事務に係る経費でございます。主なものといたしまして、建設課1名分の人件費、ページ、めくっていただきまして、129、130ページでございますが、使用料及び賃借料でございますが、土木積算システムの使用料、また、土木積算データの使用料、それはセットになりますが、この2つの使用料が主なものでございます。その他については、備考記載のとおりでございます。

2項1目道路橋梁維持費でございますが、支出済額4,765万1,800円、繰越明許費1,130万円、不用額259万6,200円で、道路や橋梁の維持管理に係る経費でございます。主なものといたしまして、委託料でございますが、測量設計業務委託費の中で、33橋分の橋梁点検に要した費用をここで計上しております。

道路等管理作業委託料でございますが、町道の除草作業や街路樹の剪定、路面清掃に要した費用でございます。

工事請負費でございますが、交通安全施設整備工事及び道路交通安全設備修繕工事におきましては、カーブミラー、区画線、看板といった交通安全施設の設置や修繕を行ったものでございます。

舗装等修繕工事におきましては、鍋田川線、富田子・富島線における舗装修繕工事、また、その他、舗装の割れ等、部分的な修繕を行ったものでございます。

橋梁維持修繕費、維持補修費でございますが、橋梁3橋分の修繕工事を行ったものでございます。

ページをおめくりいただきまして、131ページ、132ページでございますが、負担金、補助及び交付金でございますが、県道に設置された照明灯93基の電気代相当を地元自治会に補助したものでございます。

次、2目道路新設改良費でございますが、支出済額1億4,679万3,878円、繰越額が3,000万円、不用額が783万1,112円となっております。新たな道路や橋梁の整備に要する経費でございます。主なものといたしまして、委託料でございま

すが、雁ヶ地・福崎線道路改良工事に伴う道路標の設置、境界標の設置を行ったものでございます。あとは、工事請負費でございますが、町道田代・小学校線避難路整備事業工事や西対海地・和泉線及び雁ヶ地・福崎線などの道路改良工事にかかった費用でございます。その他は備考記載のとおりでございます。

3項河川費、1目河川総務費でございますが、収入済額が571万7,288円でございます。河川行政に係る経費を支出するものでございます。主なものといたしまして、ページをおめくりいただきまして、133ページ、134ページになりますが、木曾川堤防除草委託業務、これは国交省から受託した木曾川堤防の除草業務に対して、シルバー人材センターや沿川自治体へ再委託した費用でございます。負担金、補助及び交付金でございますが、木曾川など直轄河川事業の整備促進を求める同盟会などの負担金でございます。その他は備考記載のとおりでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 4項1目都市計画総務費、支出済額は14万7,264円でございます。この科目は、都市計画行政に関わる経費の支出をしているものでございまして、詳細は備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） 2目都市下水費、支出済額72万8,280円でございます。主なものといたしまして、委託料でございますが、水路敷の草刈りをシルバー人材センターなどに委託した費用でございます。工事請負費につきましては、富田子地区の水路の修繕工事にかかっておる費用でございます。

3目下水道事業費でございますが、支出済額2億1,155万円でございます。公共下水道事業特別会計の財源補填を行うため、一般会計から繰り出したものでございます。昨年度に比べて2,281万円の減額となっております。

次、5目公園費でございますが、支出済額801万2,504円でございます。都市公園や児童公園などの建設課所管の33公園に係る管理費用でございます。主なものといたしまして、需用費でございますが、各公園の電気代や上下水道料金といった光熱費でございます。あと、委託料でございますが、都市公園管理委託料につきましては、グルービーパークにおける管理委託料、その他で、小さい児童公園の遊具保守点検や便所等の清掃業務、樹木剪定や草刈り等の費用を計上しております。工事請負費につきましては、遊具の保守点検結果に基づき修繕を必要となったものに対して、修繕工事を行ったものでございます。その他は備考記載のとおりでございます。

ページをおめくりいただきまして、135ページ、136ページでございます。

5項1目住宅管理費でございますが、支出済額441万1,082円でございます。住宅関係の費目でございますが、木造住宅の耐震化や空家等の対策に関する経費でございます。報酬費でございますが、空家対策委員会における委員会の報酬費でございますが、委

員5名、協議会3回掛ける1人当たり6,000円ということで、9万円を計上しております。あと、委託料でございますが、昨年度策定いたしました空家対策等計画における支援業務事業、あと、耐震診断委託といたしまして、木造住宅2件分の耐震診断を委託した費用を計上しております。その他は備考記載のとおりでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 8款消防費、1項1日常備消防費、支出済額8,696万1,459円。この科目では、常備消防を広域事務として桑名市に事務委託を行うための桑名市消防本部及び長島木曾岬分署における事務委託経費でございます。

2目非常備消防費、支出済額857万7,152円。この科目では、消防団員の活動経費を計上しております。主なものとしましては、消防団員の訓練及び火災時の出動報酬や新基準等の活動服の購入経費など、消防団及び消防団に係る経費を支出しているものでございます。

ページ、おめくりいただきまして、3目消防施設費、支出済額509万7,325円。この科目では、町が管理している消防水利施設の維持管理や施設整備に要する経費を支出しており、各分団のポンプ車両の維持修繕費や消防団員の機械器具点検に係る委託料、消防車格納庫の塗装工事に係る費用でございます。

4目水防費、支出済額309万5,720円。この科目では、水防活動に要する経費を支出しておりますが、加路戸水防倉庫の電気代や水防倉庫の火災保険料、次のページになりますが、危機管理課で所管する公用車の購入経費などがございます。

次、139、140ページでございます。

5目災害対策費、支出済額5,697万6,263円。この科目では、災害予防、災害対策に係る経費を支出しており、防災指導員1名に対する報酬、備蓄非常食や簡易ベッドや間仕切り、簡易トイレなどの購入費や防災ガイドブックの印刷代、委託料では、防災ガイドブックの翻訳業務などを支出しております。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） ページを163ページまで飛んでいただきたいと思っております。

10款の公債費でございます。

1項1目元金、支出済額は2億745万2,394円で、起債の54件分の定期償還の元金で、昨年度に比べますと2,164万円ほどの減額となっております。

2目利子、支出済額は1,136万4,696円で、起債66件分の償還利息でございます。

11款予備費でございます。備考欄に記載の科目にそれぞれ予算の充当を行ったものでございます。

ページをおめくりいただきまして、167ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が41億3,579万1,164円、歳出総額が39億6,632万6,437円、歳入歳出差引額1億6,946万4,727円となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が(2)の繰越明許費繰越額といたしまして、5,414万2,000円でございますので、実質収支額は1億1,532万2,727円となりました。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を6,000万円、歳計剰余金処分とさせていただきます、令和2年度の決算とするものでございます。したがって、令和3年度への繰越額は5,532万2,727円となります。

実質収支の説明は以上でございます。

○会計管理者（山田克己君） それでは、168ページからの財産に関する調書について説明させていただきます。

まず、1の公有財産の(1)土地及び建物の面積につきましては、令和2年度中の増減はございませんでしたので、前年度末と同様に、決算年度末の土地の延べ面積は13万638.57平米と建物の延べ面積は2万9,713.01平米となっております。

めくっていただきまして、169ページをお願いします。

(2)の出資による権利については、4団体に出資しておりまして、決算年度末現在高は前年度末と同額で変更はございません。

(3)の出捐金については、10団体に出捐金として資本拠出しているもので、中段辺りの公益財団法人三重県北勢地域地場産業振興センターにつきましては、昨今の新型コロナウイルス感染拡大による経営状況の悪化などから、出捐金の一部1万5,917円が令和2年度中に取り崩され、年度末現在高は6万4,083円となっており、当団体は令和3年度末をもって解散を予定しているということでございます。その他の団体の出捐金については変更はございませんので、決算年度末現在高の合計は1,238万2,783円となりました。

次に、170ページの2の物品のまず(1)物品(車)につきましては、中段ほどの下の乗合い自動車につきましては、自主運行バスの車両リース化に伴い、マイクロバス4台中3台を廃止しました。また、その下の特殊用途自動車のうち水防用緊急自動車については、車両更新に伴う買換えを行ったことから、年度末の合計現在高は27台となりました。

次に、(2)物品(その他)につきましては、取得価格100万円以上の備品を計上しており、変更点につきましては、16番のちゅう具類において、給食センターの食器洗浄機の買換えを行っております。変更点はこの機器の買換えのみでございますので、決算年度末現在高の合計は、前年度末と同様の32台となっております。

次に、めくっていただきまして、3、基金について説明させていただきます。

町の一般会計が保有する基金は、基本財産基金から、めくっていただきまして、173ページの森林環境譲与税基金までの19の基金となります。年度中に変動のあった主なも

のといたしましては、前のページの171ページに戻っていただきまして、2段目の減債基金においては、起債の償還金に充てるため8,100万円の取崩しを行いました。また、4段目の財政調整基金については、前年度の歳計剰余金の積立てとして、額面7,000万円の国債の購入や財政補填のため4億8,450万円の取崩しを行いました。

めくっていただきまして、173ページの1段目のふるさとそさき応援基金については、延べ6,642件の寄附金があり、金額として1億380万6,000円を決算年度中に積み立てております。また、社会福祉施設のふれあいの里の改修工事費として1億1,000万円の取崩しを行っております。3段目のみえ森と緑の県民税市町交付金基金につきましては、県からの補助金を積み立てたものでございます。また、次の森林環境譲与税基金についても、年度中の森林環境譲与税を積み立てたものでございます。

以上が基金の主な状況でございます。

最後に、4、債権につきましては、修学奨学金の貸付でございますが、決算年度中の貸付額は102万円の増額となり、貸与の総額は1,106万円となりました。決算年度末で19名の方に貸付を行っております。

以上が財産に関する調書の説明でございます。

以上で議案第39号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について、所管部分について説明を終わります。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

○委員（後藤紀子君） 136ページの住宅管理費のところなんですけど、勉強不足で申し訳ないんですけど、空家対策協議委員会委員というのは何をしていらっしゃるところなんでしょうか。

○建設課長（黒田良人君） 昨年度、空家の対策の計画、全員協議会でも御説明させてもらったと思うんですけど、その内容について、識者からの意見を聞いて策定をするわけなんですけど、その識者と中身について御審議いただく、そういった委員様でございます。

○委員（後藤紀子君） 審議をする。

○建設課長（黒田良人君） はい。

○委員（後藤紀子君） 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

○副委員長（古村 護君） それでは、まず、歳入関係57ページをお願いしたいと思うんですけども、一般寄附金、ふるさと応援寄附金として1億380万6,000円、先ほど件数として延べ6,642件あったということですけども、基金の条例の施行規則では、第3条で事業については1号から7号まで定められている。また、第4条では、寄附者は寄附金の用途を次に掲げる、先ほど言ったものに掲げる指定して寄附することがで

きるとなっておりますので、そういった指定をされて寄附された方はみえるのか、もしその件数が分かればと思います。

というのは、その下の、これも同じく57ページですけれども、基金繰入金で、先ほどふるさと応援寄附金基金繰入金として1億1,000万円、これは財源の充て先としては社会福祉施設の改修の財源に充てるということで話がありましたので、先ほど言った第3条の事業区分で行く、例えば3号の防災対策とか、4号の教育の充実とか、5号の環境の保全とか、6号の産業振興、これらについては先ほどの社会福祉施設の改修には当たってこないかと思うので、それらの財源は充てられていないだろうなという確認がしたかったんです。

それと、あと、歳出なんですけれども、歳出では、これは71ページになるんですけれども、財産管理費なんですけれども、財産管理の中で先ほど説明もあった163ページの予備費のほうから240万5,000円が充当されている。この充当されている、他にももちろん社会福祉施設にあるんですけれども、今回は総務の関係だけを見ていますけれども、充当される場合の、例えば同じ款項の中で流用はできなかったのかなということ、また、補正予算や専決処分などで議会の承認を得る必要はなかったのかなということ、それと併せて、用語なんですけれども、充用ではなしに充当が使われたところの用語の説明を少しいただければと思いますが、よろしくお願いします。

○総務政策課長（小島裕紹君） まず、1点目のふるさと応援寄附金の用途の関係でございますが、ふるさと納税を納めていただく際にこの項目のどれにということを選んでいただきますので、選んでおる件数とすれば全件になります。ただ、町全般に関わることということにチェックを入れていただく方もみえますし、福祉にとか、教育にとか、それぞれありますので、そこら辺りは、個々の件数については今把握していませんので、申し訳ない。おっしゃっていただいたように、福祉のほうに充てる財源は、当然のことながら福祉以外のところに指定されている部分については充てていないというふうな解釈でお願いいたします。

歳出の予備費に関してでございますが、今回の240万5,000円、こちら、積立金のふるさとときそさき応援基金積立金、こちらに充てております。といいますのは、ふるさと納税として最終的に収入がいかほどあるのかというのが3月31日ぎりぎりまで分からないという状況がありまして、その分、多めに歳出予算を取っておいて基金に積んで残額を残すということよりは、少なくというか、現に少なく予算で見ておった中よりも上回った、寄附金があった際にこれを積み立てなければなりませんので、予算枠の確保としてこれを充てさせていただいているというような状況でございます。

あと、ごめんなさい……。流用と充当……。

○副委員長（古村 護君） 充用と充当。

○総務政策課長（小島裕紹君） 言い方に関してということですかね。言い回し、使いが

単に私の間違いだということですかね。僕の言い間違えということですか。

○副委員長（古村 護君） 間違いではないので。

予備費に関して言えば、充当というのと充用というのがあるんです。充当であれば、充て先が不足した場合の額に対して充てるのが充当で、先ほど言われたやつであれば、予備費、充用かなとも思ったもんで聞いてみました。要は不用額という部分が出てきているものだから、充当ではなしに充用だったのかな。これは全然大きく差があるわけではないので一緒なんですけれども、あえて聞いてみただけですので。

○総務政策課長（小島裕紹君） 確認させていただきたいと思います。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） では、御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第43号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策副参事（中山重徳君） 議案第43号、三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

23、24ページを御覧ください。

歳入の合計欄、予算現額280万円に対し、調定額、収入済額ともに280万898円でございます。

次に、歳出です。

25、26ページを御覧ください。

歳出合計でございます。

予算現額280万円に対しまして、その支出額272万8,738円となりました。これにより歳入歳出差引残高が7万2,160円となり、この額を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、219ページ、220ページの令和2年度木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。

歳入でございますが、1款1項1目町預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額とも16円で、この会計の歳計現金の預金利子であります。

2款1項1目繰越金、予算現額7万1,000円、調定額、収入済額とも7万1,954円で、前年度繰越金であります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額とも 9 万 8, 0 0 0 円で、保有財産の管理に伴う財源を一般会計から繰り入れるものでございます。

4 款 2 項 1 目財産貸付収入、予算現額 2 6 3 万円、調定額、収入済額ともに 2 6 3 万 9 2 8 円で、和富地内、すいせんの里、伊勢湾岸クリニック等への土地貸付収入であります。2 2 1 ページ、2 2 2 ページでございます。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目財産管理費、予算現額 2 7 5 万 1, 0 0 0 円、支出済額 2 7 2 万 8, 7 3 8 円、不用額 2 万 2, 2 6 2 円であります。主に保有財産の管理経費を支出したものでございます。2 7 節の繰出金では、財産貸付収入を一般会計へ繰り出したものでございます。

2 款予備費におきましては、支出はありませんでした。

続いて、2 2 3 ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額 2 8 0 万 8 9 8 円、歳出総額 2 7 2 万 8, 7 3 8 円、歳入歳出差引額 7 万 2, 1 6 0 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 7 万 2, 1 6 0 円となりました。この額が令和 3 年度への繰越金であります。

次に、2 2 4 ページ、財産に関する調書です。

この会計が保有する財産で、年度内の移動はありませんでした。保有財産は、三崎、源緑輪中、和富地内等の土地、合わせまして 2 万 4, 9 9 1 平方メートルであります。

土地取得特別会計の決算説明は以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） 事務局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） では、御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第 4 4 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（中里満博君） 議案第 4 4 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明させていただきます。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

別冊決算書の 2 7 ページ、2 8 ページを御覧ください。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金から 5 款諸収入におきまして、予算現額 6, 8 5 0 万円、調定額 7, 1 0 0 万 8 2 5 円、収入済額 7, 0 7 6 万 8, 4 4 0 円、不納欠損額 9, 7 6 0 円、収入未済額は 2 2 万 2, 6 2 5 円でございます。

続いて、29ページ、30ページ、歳出でございます。

1款施設費から3款予備費において、予算現額6,850万円、支出済額6,596万8,058円、不用額が253万1,942円となります。

詳細につきましては、225ページ以降の事項別明細書にて説明させていただきます。歳入でございます。

1款分担金及び負担金、2項1目農業集落排水事業負担金は、予算現額63万2,000円、調定額、収入済額、126万4,000円でございます。新規加入者4件分の負担金でございます。

2款使用料及び手数料は、予算現額2,930万円、調定額3,116万9,049円、収入済額3,093万6,664円、不納欠損額9,760円、収入未済額22万2,625円でございます。

1項1目使用料は、収入済額3,092万4,824円、収入未済額22万2,625円でございます。現年度、過年度の内訳につきましては、1節現年度下水道使用料が調定額3,071万6,905円に対し、収入済額3,056万7,680円、収入未済額は14万9,225円でございます。

2節過年度下水道使用料は、調定額44万304円に対し、収入済額35万7,144円、収入未済額は7万3,400円ございました。不納欠損額は9,760円でございます。収入済額を調定額で割りました、いわゆる収納率についてでございますが、現年度分は99.5%、過年度分は81.1%、全体では99.2%、前年度比0.3ポイントの増となっております。

2項1目手数料は、調定額、収入額ともに1万1,840円、148件分の督促手数料でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、予算現額、調定額、収入済額ともに3,542万3,000円ございました。

4款1項1目繰越金では、令和元年度からの繰越金であり、予算現額314万4,000円、調定額、収入済額ともに314万4,697円でございます。

5款諸収入は、予算現額1,000円、調定額、収入済額、79円、1項1目町預金利子で79円でございます。

227ページ、228ページ、歳出でございます。

1款施設費、予算現額5,078万5,000円、支出済額4,885万3,118円、不用額193万1,882円でございます。

1項1目事務費、支出済額は334万8,206円、不用額は9万6,794円でございます。農業集落排水事業に関わる補助職員1名分の人件費と使用料の賦課徴収に係る経費などの当会計の事務費を計上しております。その他につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

2目維持管理費、支出済額は4,550万4,912円、不用額は183万5,088円でございます。農業集落排水4処理区の管渠や処理場における運転経費等の維持管理経費を計上するものでございます。主なものといたしまして、10節需用費では、処理場や中継ポンプ30基などに係る光熱水費、12節委託料では、4処理場の保守点検や日常管理業務のほか、汚泥の引き抜き運搬委託料などを計上してございます。また、14節工事請負費では、処理場内のポンプの取替え工事などを実施してございます。18節負担金、補助及び交付金では、桑名広域環境管理センターでの汚泥処理に係る負担金を計上してございます。その他につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

2款公債費、予算現額1,711万6,000円、支出済額は1,711万4,940円、不用額1,060円でございます。償還のピークは過ぎておりまして、前年度に比べ1,041万円余りの減額決算となっております。元金、利子、それぞれの償還額は記載のとおりでございます。

続いて、3款予備費の支出はございませんでした。

以上が事項別明細の説明でございます。

次に、231ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額7,076万8,440円、歳出総額6,596万8,058円、歳入歳出差引額480万382円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、実質収支額として480万382円、実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金額はゼロ円でございます。

232ページ、財産に関する調書を御覧ください。

4処理区のクリーンセンターの公有財産として、土地及び建物の財産状況を表したものでございます。なお、令和2年度中は増減がございませんでした。

以上で農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

○委員（伊藤 守君） 228ページの役務費で、水質検査手数料8万8,000円と書いていますけれども、これ、何か所やって、どこでやって、そういう手数料のことでいうのはおかしいか分からないんですけれども、そういう規定はあるんですか。場所とか。

○建設課長（黒田良人君） 水質検査につきましては、場所であったりとか、回数というのは決められて、定期的にやっているものでございます。4か所の処理場の中でやっていると。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） では、御質疑もないようですので、質疑を終わります。

ここでお昼の休憩といたします。再開は1時といたします。午後1時からよろしく願いいたします。

午前 11時30分休憩

午後 1時 0分再開

○委員長（三輪一雅君） では、休憩を解き、委員会に戻します。

次に、議案第45号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（中里満博君） 議案第45号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものがございます。

決算書、31ページ、32ページを御覧ください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金から8款国庫支出金におきまして、予算現額3億3,280万円、調定額3億2,360万1,593円、収入済額3億1,229万809円、不納欠損額2万8,428円、収入未済額は1,128万2,356円でございます。

続いて、33ページ、34ページ、歳出でございます。

1款施設費から3款予備費において、予算現額3億3,280万円、支出済額3億626万6,712円、翌年度繰越額2,118万5,000円、不用額534万8,288円でございます。下段、歳入歳出差引残額は602万4,097円となりました。このうち、基金繰入金額はございませんでした。

詳細につきましては、233ページ以降の事項別明細にて説明させていただきます。

233ページ、234ページを御覧ください。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項2目公共下水道事業加入者負担金は、予算現額、調定額、収入済額ともに221万2,000円でございます。新規加入者7口分、31万6,000円の7口分でございます。

2款使用料及び手数料ですが、予算現額5,064万7,000円、調定額5,264万9,119円、収入済額5,193万835円、不納欠損額2万8,428円、収納未済額は68万9,856円でございます。

1項1目使用料でございますが、収入済額5,189万2,915円、不納欠損額2万8,428円、収入未済額68万9,856円です。現年度、過年度の内訳につきましては、1節現年度下水道使用料、調定額5,190万1,717円に対し、収入済額が5,152万4,101円、収入未済額は37万7,616円、2節過年度下水道使用料は、

調定額 70万9,482円に対し、収入済額 36万8,814円、2万8,428円の不納欠損を行い、収入未済額は 31万2,240円でございます。不納欠損分は、行方不明等による7件分でございます。なお、収入済額を調定額で割った収納率でございますが、現年度分、過年度分、合わせて 98.6%、前年度が 98.3%でしたので、0.3ポイント上がっております。

2項1目手数料では、手数料として 3万7,920円、これは 474件分の督促手数料でございます。

4款繰入金ですが、1項1目一般会計繰入金は、予算現額、調定額、収入済額ともに 2億1,155万円でございます。前年度に比べ 2,181万円の減額となっております。これは下水道料金改定に伴う料金収入の増加、また、令和元年度に実施しました下水道使用料金改定業務などが完了したことなどによるものでございます。

5款繰越金、1項1目繰越金では、令和元年度からの繰越金で、予算現額 609万円、調定額、収入済額ともに 609万246円でございます。

6款諸収入、1項1目町預金利子で、228円でございます。

7款町債、1項1目下水道債、予算現額 3,000万円、調定額、収入済額は 1,880万円です。処理場設備の耐震設計法適化に係る基本計画策定などの財源となっております。予算現額 3,000万円と収入済額 1,880万円の差額が 1,120万円と大きい理由でございますが、1,120万円のうち 800万円につきましては次年度繰越金となっておりますので、実際の令和2年度本予算の収入未済額は 320万円となっております。

8款国庫支出金、1項1目公共下水道事業国庫補助金では、予算現額、調定額、3,230万円、収入済額 2,170万7,500円、収入未済額 1,059万2,500円、処理場設備の長寿命化などの財源となっております。

続きまして、歳出でございます。

235ページを御覧ください。

1款施設費、予算現額 1億7,839万5,000円、支出済額 1億5,294万2,832円、繰越明許費 2,118万5,000円、不用額 426万7,168円でございます。

1項1目事務費、支出済額 1,064万5,853円、不用額は 51万2,147円でございます。公共下水道事業に係る人件費、また、事務的経費を支出しております。主な内容としましては、職員1名分の人件費、また、下水道使用料の賦課徴収に係る事務的な経常経費などとなっております。その他につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

2目維持管理費、支出済額 1億4,229万6,979円で、繰越明許費 2,118万5,000円、不用額は 375万5,021円でございます。公共下水道施設における維

持管理、運転に要する経費や、処理場や管路などの下水道施設の更新や修繕工事費などの経費でございます。主なものとしましては、10節需用費では、東部地区クリーンセンターと中継ポンプ34基分の電気代などの光熱水費、12節委託料では、ページをめくっていただき、業務委託料4,692万1,000円でございますが、東部地区クリーンセンター管理棟などの耐震設計法適化に係る基本計画策定に要した費用でございます。14節工事請負費でございます。管路内の清掃や処理場の機器のオーバーホール工事、上澄水排出装置、インバーターユニット更新などを実施しております。その他につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

2款公債費、1項公債費の支出済額は、1億5,332万3,880円でございます。

1目元金が1億3,372万3,717円、2目利子が1,960万163円でございます。52件分の起債の元金償還金及び利子償還金となっております。

3款予備費については、16万4,000円を事務費に充当しておりますが、支出はございません。

以上が事項別明細の説明でございます。

次に、239ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額3億1,229万809円、歳出総額3億626万6,712円、歳入歳出差引額602万4,097円、翌年度へ繰り越すべき財源259万3,000円、実質収支額341万1,097円。実質収支額のうち、地方自治法233条の2の規定による基金繰入額はございません。

最後、240ページ、財産に関する調書を御覧ください。

公共下水道事業会計の公有財産としまして、土地及び建物の財産状況を表したものでございます。なお、令和2年度中の増減はございませんでした。

以上で公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） では、御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第46号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（中里満博君） では、議案第46号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事

業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の14ページを御覧ください。

令和2年度の事業報告書となります。概況として総括事項を記載しております。

まず、(ア)給水普及状況としましては、決算年度末の給水件数は2,671件で、前年度に比べ25件の増加、また、給水人口は6,171人で、前年度に比べ57人の減少となっております。

(イ)業務状況でございます。年間の総配水量は98万4,331立米で、前年度と比べ2万7,820立米増加となりました。年間総有収水量は92万30立米で、前年度と比べ4万1,346立米の増加となっております。なお、有収率は93.5%となりまして、前年度91.9%でございましたので、1.6%増加となっております。

続いて、(ウ)経営状況でございますが、収益的収支は、水道事業収益が3億8,627万3,359円で、前年度に比べ1億1,243万9,557円の増収になりました。主な要因としましては、木曾岬干拓地までの給水施設建設に伴う費用として2億1,927万9,819円を三重県から受託したためでございます。水道事業費用は3億8,044万7,379円となり、前年度に比べ1億340万5,852円の増額となりました。主な要因でございますが、木曾岬干拓地への給水施設の建設に係るもので、県企業庁へ委託した送水管布設約798メートルとポンプ棟の建築工事の費用等になります。

以上の結果により、当年度の収益的収支の純利益でございますが、582万5,980円となりました。前年度と比較しますと900万円余り利益が増加しております。収益的収支につきましては、資本的収入が1億7,848万7,900円で、前年度に比べ1億5,486万8,400円の増収となりました。主な増収要因は、三重県からの受託事業で、木曾岬干拓地内の町管理となる水道施設の工事負担金によるものでございます。資本的支出につきましては、1億8,788万2,520円で、前年度に比べて1億4,886万660円の増額となっております。主な増額要因としましては、木曾岬干拓地内の町管理となる水道施設である加圧ポンプ棟の建築を県企業庁へ委託したことによるものでございます。

次に、(エ)の建設改良事業の状況でございますが、田代地内において老朽管の布設替え工事、干拓地内のポンプ棟の建築を実施いたしております。

15ページ、(2)でございます。議会議決事項でございます。予算決算について裁可を求めたものでございます。

(3)につきましては、職員に関する事項として、所属職員の状況をお示ししております。

めくっていただきまして、16ページでございます。

2.の工事では、建設改良工事等の概況として、令和2年度に行いました水道管の布設替え工事の契約内容を記載しております。3.業務でございますが、年度末給水人口や配

水量、有収水量といった主な業務量を記載しており、前年度との比較をお示ししております。御確認のほどをお願いいたします。

表の下では、供給単価、給水原価をお示ししております。収益の単価であります供給単価ですが、157.29円、給水に要した費用の単価である給水原価ですが、153.08円となっております。

17ページでございます。

(2) 事業収入に関する事項、(3) 事業費に関する事項として、それぞれ元年度決算との比較をお示ししております。詳細につきましては、後ほど明細のところでお説明させていただきます。

続いて、決算書類について御説明いたします。

ページを戻っていただき、2ページ、3ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

上の表、収入でございますが、1款の水道事業収益は営業収益などの3項目からなり、決算額4億2,264万8,775円でございます。

下の表、支出でございますが、3款水道事業費用は営業費用などの4項目からなり、4億1,592万8,911円の経費を要したというものでございます。

めくっていただきまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

上の表、収入でございますが、第2款資本的収入は1億7,848万7,900円です。下の表、支出でございますが、第4款資本的支出は1億8,788万2,520円の決算でございます。なお、収入額が支出額に不足する額939万4,620円は、末尾、欄外に記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をするものでございます。

続く、6ページの損益計算書から11ページの貸借対照表については、収支の詳細を説明してから御説明のほうをさせていただきます。

19ページ、収益費用明細書を御覧ください。

収益の部でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益は、主たる営業活動から生じた収益を計上してございます。主なものとしましては、1目給水収益の1億4,471万1,505円、これは有収水量約92万立米分の水道料金などでございます。

2項営業外収益、2億4,109万6,454円ですが、主なものとしまして、2目他会計補助金において、コロナ対策として、半年間、基本料金を無償化したことに伴う減収分を国から補助を受け補填したものでございまして、必要な料金システム改修費を含め1,825万円、また、3目受託工事収益は、木曾岬干拓地までの水道管、給水施設の建設に係る分水施設工事受託金でございまして、2億1,927万9,819円となっております。

す。その他、預金利子や長期前受金戻入などでございます。

ページをおめくりいただき、20ページ、費用の部でございます。

3款水道事業費用でございますが、3億8,044万7,379円を支出いたしました。

1項営業費用は、主たる営業活動に要した費用です。

1目原水及び浄水費は、1億2,123万8,273円、大部分を占めますのは、32節受水費の1億1,547万円余りで、県企業庁から購入した約98万トン分の費用になります。

2目配水及び給水費、425万863円、主なものは、修繕費としまして、漏水27か所の修繕費用146万円余り、29節工事請負費としまして、量水器485器分の取替え工事費用261万円余りでございます。

4目総係費でございます。職員1名分の人件費、検針員2名分の賃金でございます。

21ページに移りまして、水道料金の賦課徴収に使用する電算システムの使用料及び保守委託料などでございます。

5目減価償却費、2,216万5,911円、この会計が保有する有形固定資産の当該年度の減価償却費でございます。

6目資産減耗費、42万8,175円でございますが、更新などにより管路の残存財産などの未償却財産を処分したものでございます。

7目その他営業費用、12万5,000円は、メーターボックス24個を売却した原価の引き落とし分でございます。

次に、2項の営業外費用でございます。

3目受託工事費、2億1,862万4,364円は、木曾岬干拓地までの給水施設に係る建設工事等を県企業庁へ委託した費用となります。

4目の雑収入、12万5,914円は、令和2年度に納付した消費税の借受消費税の補填額でございます。

ページをおめくりいただきまして、22ページでございます。

資本的収入支出明細書を御覧ください。

収入では、2款の資本的収入で、1億6,226万1,728円です。新規加入者負担金と分水施設関連工事負担金で、詳細は備考欄のとおりとなります。

次に、支出は、4款の資本的支出として、1億7,093万4,366円でございます。

1項建設改良費、2目配水及び給水施設費1億6,948万1,546円、18節委託料は、木曾岬干拓地内の加圧ポンプ棟の建築を三重県企業庁へ委託した費用1億5,628万3,546円、25節工事請負費は、田代地内で配水管の布設替えに要した費用1,319万8,000円でございます。

3目固定資産購入費では、145万2,820円、量水器500器分の設置費用でございます。

続く、23ページでございますが、固定資産明細書となっております。

当年度における資産の増減及び減価償却の増減を記載しております。

詳細の説明は以上でございます。

それでは、戻っていただいて、6ページを御覧ください。

令和2年度木曾岬町水道事業損益計算書でございます。

1年間の営業期間における営業成績を明らかにするため、その期間中に得た全ての収益とそのための費用を記載し、純利益とその原因をお示しするものでございます。下から2行目、収益から費用を差し引いた当年度純利益が582万5,980円となったことをお示ししております。なお、当年度の未処分利益剰余金も同額でございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。

上の表は、この会計の剰余金が1年間にどのように変動したかを表すものでございます。資本剰余金の工事負担金当年度変動額、下から5つ目でございますが、1億6,226万1,728円は、新規加入負担金551万円と県企業庁からの分水施設関連工事負担金1億5,675万1,728円の受入れ、右のページですが、利益剰余金のところでございますが、元年度で生じた未処分利益剰余金320万7,725円を利益積立金から繰り入れたことを示しております。

下の表、4、水道事業剰余金処分計算書を御覧ください。

当年度未処分利益剰余金582万5,980円を利益積立金へ繰り入れ、翌年度への繰越欠損金を補填するという処理計算書でございます。

次に、10ページを御覧ください。

令和2年度末現在における水道事業会計の貸借対照表となります。

貸借対照表は、財政状態を明らかにするために、この会計が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示したもので、通称バランスシートと呼ばれるものになります。

最後に、18ページ、水道事業キャッシュフロー計算書を御覧ください。

この帳票でございますが、当該年度における現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示する財務指標でございます。現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務情報を表したものでございます。

まず、1、業務活動によるキャッシュフローでございますが、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表すものでございます。業務活動によるキャッシュフローは、プラス767万9,192円となります。

2、投資活動によるキャッシュフローでございますが、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表すものでございます。一般的には建設改良費などに充てたものでございます。マイナス2,889万5,066円となっております。

3、財務活動によるキャッシュフローでございます。営業活動や投資活動を支えるための資金の収入支出及び借入れ、返済による収入支出など、資金の調達、返済による現金の

増減を表すものでございます。1, 174万1, 328円になってございます。

業務活動、投資活動、財務活動、これらキャッシュフローを合計した令和2年度のキャッシュフローは、下から3行目、947万4, 546円の減となりました。また、年度末残高である資金期末残高は、9億3, 114万9, 744円となります。

以上が令和2年度水道事業会計決算の説明でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

これまで個別に審査し、質疑をいただいて進めてきましたが、最後に、これまで議題としました全ての議案について、再度御質疑がございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

質疑も出尽くしたと思いますので、これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第33号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）についての所管部分に討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第33号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第33号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第37号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論もないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第37号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第38号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、

討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論はないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第38号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第39号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分に討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第39号を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第39号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第43号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第43号を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第43号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第44号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論はないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第44号を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第44号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第45号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第45号を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第45号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第46号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について、討論があります方は御発言ください。

特に討論はないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第46号を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第46号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

委員長報告書の作成並びに本会議での当委員会での議論並びに決定事項に係る委員会報告をいたすことを、私、委員長に一任していただくことで、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） ありがとうございます。異議なしの声をいただきましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで、本委員会に付託されました8議案の審査は終わらせていただきます。

次に、その他の項に移ります。

本委員会の所管事項で何かございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御発言もないようですので、これにて本日の議事日程は全て終了いたしました。

これもちまして、本日の総務建設常任委員会を閉会といたします。長時間にわたり御
審査ありがとうございました。

午後 1時35分閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務建設常任委員会

委員長

署名委員

署名委員
